

中学校第3学年1組 社会科授業案

平成24年11月22日
場所 社会科教室
授業者 吉村 典浩

【キーワード】 賛否の根拠(状況)を争う 制度見直しの提言

1 単元名 「裁判員制度見直しの提言をしよう」(公民的分野: 私たちの民主政治)

2 単元の目標と評価規準

(1) 単元の目標

- ① 裁判所のしくみをとらえさせる。
- ② 裁判員制度に賛成する意見と反対する意見を支える根拠を比較・検討し、より良い裁判員制度のための提言を行わせる。

(2) 単元の評価規準【学力デザイン レベル4】

- エ 論題に対して多面的・多角的に考え、未来を見通して筋道の通った最終判断ができる。【判断】
- イ 主張の曖昧な点を明確に指摘できる。【吟味】
- ウ 相手の主張した内容から逸脱せずの確に反論できる。【反論】
- ア 複数の状況に応じたメリット・デメリットを考えることができる。【主張】

3 単元を貫く問い

「裁判員制度見直しの提言をしよう」

4 生徒の実態

3年1組の生徒は、社会科の討論学習に関心を持って積極的に取り組んできた。今年度の社会科では論点をずらさないよう相手の主張に的確に反論させることに力点を置いて指導してきたため、これまで一見知識が豊富で弁が立つと見られていた生徒も実は論点がずれた主張を早口でまくし立てていたと気づくことが数多くあった。今年度は、これまでに歴史的・分野と公民的分野で5つの単元で学習を行い、すべての単元で討論学習を行った。資料を活用して立論や主張文の作成も上手に行うことができる。しかし、討論をおこなうこと自体が単元の目標ではない。討論で深まった議論を元に市民としての意見を形成させることが目標である。討論と意見の形成を結びつかせることが課題である。

小学校では、学習指導要領に「国会と内閣と裁判所の三権相互の関連、国民の司法参加、租税の役割についても扱うようにすることを示したものである。」とあるように裁判所は三権分立との関連から学習している。また、「国民が裁判に参加する裁判員制度を取り上げ、法律に基づいて行われる裁判と国民とのかかわりについて関心をもつようにする。」とあり、裁判員制度についても学習の中で触れている。小学校での学習を更に深めて、問いに迫らせたい。

5 内容

裁判員法(「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」)の附則第九条は、裁判員法施行3年後の検討、見直しを定めている。施行3年経過後から、必要があれば見直しを始めるというものである。そして今年がその3年目である。裁判員裁判の実施は全国で3000回を越えている。現在のところ、裁判員制度に関する検討会が開かれているが、具体的に法改正等を行われていない。

裁判員制度は、実施前から賛否多くの意見が出され議論されてきた。制度見直しの年にあたり、改めてこれまでの議論を振り返る。さらに実施後新たに見えてきた長所・短所をみることによって、これからのよりよい裁判員制度についての提言を行わせたい。

討論場面においては、裁判員制度に賛成する意見と反対する意見を支える根拠を検討する。根拠が根拠たり得ている状況を検討させたり、根拠の社会的意義について考えさせたりしたいと考えている。それらを検討する中で、現在の制度の問題点を明確にして、問題点を改善・緩和する裁判員制度見直しの提言を行わせたい。特に、肯定側主張の根拠である「事実認定が慎重に行われる」を検討するために模擬裁判を学習過程に取り入れ、事実認定の難しさを実感させようと考えている。

6 方法

(1) 討論活動

- ① 討論により裁判員制度賛否の根拠となっている意見の正当性を批判的に検討する。
- ② 討論で対立した論点からテーマに対する問題点を明らかにする。
- ③ 明らかになった問題点に対して、各班の協議によって解決策や改善案を検討する。

(2) 言語活動

- ① 話し合いによって、話し合う技能を高めることと併せて、課題に対する問題点を明確にすることを目的として討論を行う。また、明らかになった問題点の改善案を検討するために協議を行う。
- ② 与えられた情報を鵜呑みにせず自らの知識・経験から正しく判断するために吟味を加える。
- ③ 問題点の改善案を裁判員制度見直しについてのパフォーマンスにつなげるために改善案の社会的意義を考えたり、様々な立場の人の状況を考えたりすることから多面的・多角的に考察を行う。

7 単元の授業過程（全8時間）

過程	課題と内容 [言語活動]	時間	教師の指導・支援	評価とその方法
導入	1 問題の所在から、問いを設定した理由をとらえ、単元全体の学びの見通しを持つ。 問い： 裁判員制度見直しの提言をしよう	0.5	1-(1) 裁判員法施行3年後の検討、見直しの年にあたり制度改善の提言を行うことを説明する。 1-(2) ルーブリックを示して見通しを持たせる。	学ぶ必然性を自覚して学習に取り組む(観察)
展開	2 裁判員制度のしくみを知ろう。	1.5	2 問いと結びつけて必要な知識に触れさせる。	イ 主張の曖昧な点を明確に指摘できる。(観察) ア 複数の状況に応じたメリット・デメリットを考えることができる。(ワークシート) ウ 相手の主張した内容から逸脱せず的確に反論できる。(観察)
	3 模擬裁判を体験しよう。	1.5	3 事実認定の難しさを実感させる	
	4 裁判員制度是非の根拠と根拠が成り立つ状況を考えよう。 【⑪情報の吟味をする】	1.5	4 裁判員制度の賛否を支える根拠をとらえさせる。	
	5 討論のための立論を作成しよう。	1	5 裁判員制度の賛否に立場を分け、最も重要と判断した根拠が根拠として成立する状況を述べさせる。	
展望	6 討論を行い、問題点を明らかにしよう。見直しの提言をしよう。【⑫話し合う】	1	6 双方が重視した根拠と、根拠として成立する状況を争わせることにより制度上の問題点を明らかにさせ、論点に沿って解決策や緩和策を検討させる。	
	7 討論を振り返り、提言文を書こう。 【⑬多面的・多角的に見る】	1	7 議論した内容を踏まえて裁判員制度見直しの提言文を書くよう伝える。	エ 論題に対して多面的・多角的に考え、未来を見通して筋道の通った最終判断ができる。(ワークシート)

8 本時の授業

(1) 本時の指導目標

双方が重視した根拠(状況)について争わせることにより制度上の課題を明らかにさせる。また、論点に沿って見直し案を検討させる。

(2) 本時の評価規準

エ 論題に対して多面的・多角的に考え、明らかになった問題点を改善する方法を考え出す。

【判断】

ウ 相手の主張した内容から逸脱せず的確に反論できる。【反論】

(3) 本時に期待する生徒の学び

- ① 討論班は、班内で相談しながら相手の主張に対して的確に反論し、自らの優位性を示している。
- ② 提言班は、司会が示した問題点を協議し、見直し案を述べている。

(4) 本時の授業過程【全8時間 本時7/8】

過程	学習活動と内容 【言語活動】	形態	教師の指導・支援	評価とその方法
導入	1 本時の論題やルーブリックを確認する。	斉	1 ルーブリックの観点を意識した討論ができるよう確認させる。	
	課題：現代の社会的状況において裁判員裁判の良し悪しについて考えよう			
展開	2 討論班の賛成側の議論を行う。 【②話し合う】 〈賛成側の主張〉～予想される主張～ 「事実認定が慎重に行われる」 ・公判前整理手続で証拠が出される。 ・事実認定力に素人も玄人もない ・検察の主張を信用しやすい裁判官よりも市民は慎重に判断する。	斉	2 反論は相手の主張から逸脱させないようにする。 〈反対側の反論〉～予想される反論～ ・公判前整理手続によって検察に不利な証拠が隠蔽されやすくなる。 ・裁判員導入以前の裁判より短い日数で行うため粗雑な裁判になる。	ウ 相手の主張した内容から逸脱せず的確に反論できる。(観察)
	3 討論班の反対側の議論を行う。 【②話し合う】 〈反対側の主張〉～予想される主張～ 「裁判員の負担が重い」 ・一部の審理が極端に長くなっている 本来の仕事に悪影響(最長 100 日)。 ・罰則付きの守秘義務は裁判員にとって心理的負担が重い。	斉	3 2の議論が重複しないよう留意させる。 〈肯定側の反論〉～予想される反論～ ・公判前整理手続により裁判の日数は短縮されるようになっている。 ・裁判所内や市民団体の中で裁判員経験者が語り合う場ができています。	
	4 司会班が議論を振り返り、問題点をまとめる。 5 提言班が制度見直しの案を検討する。 【⑩多面的・多角的に見る】	G	4 討論の中で何が争われたのか明らかにさせる。 5 司会班がまとめた問題点を解決、あるいは緩和する提案を考えさせる。討論班も見直し案を考えさせる。	
展望	6 提言班による裁判員制度見直し案の発表。	斉	6 各班で協議した見直し案を発表させる。 〈提言班の意見〉～予想される見直し案～ ・公判前整理手続で検察官に証拠開示を義務化する。 ・裁判員裁判の厳選して、否認事件など負担が重いものは除外する ・裁判員経験者が語り合う場の増設	エ 論題に対して多面的・多角的に考え、未来を見通して筋道の通った最終判断ができる。(観察)
	7 本時を振り返り、次時の学習について知る。		7 次時はパフォーマンス課題に取り組むことを伝える。	